

第5回北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議議事録

日 時／令和2年11月17日（火）

18：00～20：00

場 所／道本庁舎3階テレビ会議室

【中野副知事】

それでは時間になりましたので、ただいまから第5回、北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議を開催をさせていただきます。本日は、リモートによる会議ということになります。この会議としては初めてとなりますので、段取りがうまくいかないところがあるかもしれませんが、ご容赦をいただければと思っております。それでは早速でございますけれども、本日の議事に移らせていただきますが、ここからの進行は座長の石井先生をお願いいたします。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

皆さんこんばんは。リモートという形でございますが、ぜひ、普段同様、活発なご意見をいただければと思います。すでにステージを上げることや、ステージ運用ということで、委員の皆さん、色々意見交換していただいていることかと思っておりますけれども、そういうことも含めて、今回5回目の有識者会議ということでございますので、ぜひ、意見を出していただくということでお願いします。本日は、現在の感染状況と感染拡大防止に向けた施策について、前回会議までご議論いただいた中間取りまとめ、今後の対応方向の進捗状況について、現在作成というのを、北海道新型コロナウイルス感染症対策要綱の素案についての3テーマ、まとめてご議論いただければと思っております。それではまず、資料を一括して事務局より説明をお願いしたいと思います。事前配布させていただいているということでございますので、意見交換の時間を確保するため、ポイントを絞った説明をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

【倉本総合政策部長】

それではまず私から、北海道の現在の状況と感染防止対策について、それから続いて札幌市さんから感染状況についてお話をいただいた後、また私の方から中間取りまとめの進捗状況それから、対策要綱について簡単にポイントを説明したいと思います。まず資料1-1をご覧くださいと思いますが、札幌市内における感染拡大の状況を踏まえつつ、本道の人口の約3分の1を占めるといった札幌市の特性に鑑みまして、札幌市内もとより北海道全域のこれ以上の感染拡大を徹底して抑制するため、全道の警戒ステージを3を維持した中で、札幌市に限定して、ステージ4相当の強い措置を講じるということにつきまして、先ほど道の対策本部で決定をさせていただきました。委員の皆様には、昨日から大変時間のない中でございました。お忙しい中、意見照会にご協力いただきまして感謝申し上げます。その判断の根拠となりました感染状況について、スライド2以降にございますけれども、すでにご覧いただいているところであるかと思っておりますので、詳細の説明は省略させていただきますけれども、ポイントといたしましては、札幌市内においては、集団感染の増加により感染者及び入院患者が急速に増加していること、これは資料1-1のですね、スライド2の一番下段になっております。それから、札幌市の急激な感染拡大が全道の感

染者数を押し上げていること、医療提供体制における逼迫の度合いが増していることなど総合的に勘案いたしまして、札幌市において幅広く行動の自粛を要請するステージ4相当の強い措置を講じる必要があると判断をしたものであります。それから札幌市以外の地域ですが、スライド3の一番下段でございますけれども、札幌市以外の道内では、感染者数リンクなしの割合、陽性率などは札幌市より下回っており、ステージ4の水準を超えるものとなっておりますが、各地での集団感染の発生などにより、感染拡大が続いていることから、一層の行動変容と集団感染対策の強化が必要となっているところでございます。

続きまして、資料1の2の感染拡大防止に向けた施策についてをご覧いただきたいと思っております。11月27日までの集中対策期間におきまして、札幌市内では感染リスクを回避できない場合に、不要不急の外出を控えること及び市外との不要不急の往來を控えることなどを新たに要請するとともに、テレワークの一層の徹底などもお願いしたいと考えております。それから2ページ目でございますが、道内全域に対しましても、感染リスクを回避できない場合に、札幌市との不要不急の往來を控えることと、特に飲食の場面におけるリスク回避の徹底を要請することとしております。感染リスクを回避できない場合の例としてはここに書かれておりますが、飲食の場面においては、例えば5人以上の集まりや、2時間を超えるような長時間の飲食などの具体例でお伝えしているところでございます。道の状況と、感染拡大防止に向けた施策の説明は以上です。次に札幌市さんからお願いいたします。

【札幌市保健福祉局 矢野医務監】

札幌市保健福祉局医務監矢野でございます。札幌市内及びすすきの地区の感染状況についてご説明させていただきます。スライド下段ですけれども、市内、新規感染者数の日ごとの週合計の推移を見ますと、9月の連休ごろから感染者数が増加し、一時やや落ち着きを見せましたが、10月後半から感染者数が急激に増加しております。また、月別に見ますと、11月16日までの感染者数だけで1,700人を超え、すでに10月の2倍となっております。次のページをご覧ください。年齢別に比較いたしますと、10月までは20代30代が70%近くを示しておりましたが、10月末から40代以上の方が増加し、11月に入りまして、60代以上の高齢者の感染事例が増え、直近1週間の割合としては、高齢者の割合が25%になるなど、幅広い年代に感染が広がっていると言えます。次の下段のスライドですが、集団感染事例の件数も10月は21件、そのうちすすきの地区の接待を伴う飲食店等の事例が14件と65%を占めております。11月に入りますと、半月ですでに26件、集団感染事例が発生しております。すすきの地区の接待を伴う飲食店等は5件となっておりますが、それ以上に職場や学校、福祉施設、医療機関等の集団感染が増えてきており、市中に感染が広がっている状況でございます。

次のページ、感染拡大の要因の1つと言われております、すすきの地区の感染傾向をまとめております。赤い四角のところですが、若い男性を対象として、お店だけではなく、中高年を対象とした業態の感性も増加しているということです。その下の青い四角ですが、性別を問わず、飲食店従業員以外のお店も利用するようなパブバーなど様々な業態に感染が広がっております。その下の青い四角の塗りつぶしたところですが、さ

らに陽性者の中には、すすきの地区のお酒の提供をする居酒屋等の店を利用した例も確認されており、これらの居酒屋のような店は、複数で利用することが多く、客同士の会話も多いと考えられます。また、酒が進むとより大きな声になりやすく、感染防止意識も下がるといった感染リスクが高まると考えられます。このことから、すすきのエリアの様々な業態の飲食店に感染が広がっていく恐れがあると考えております。スライド下段ですけれども、2つ目の傾向として、接待を伴う飲食店等から他の世代や集団へ感染が広がっている事例が見られます。飲食店から学校や家庭等に広がり、ご家族に従業員がいたなどから、福祉施設や病院へと感染が拡大していく事例もございます。これらの福祉施設や病院などに伝播することで、高齢者等、重症化しやすい方々にさらに感染が広がる恐れがございます。次のページをご覧ください。3つ目の傾向としてはすすきの地区の接待を伴う飲食店のうち陽性者が発生した店舗の約23%が集団感染事例となっており、聞き取りなどの調査からはその多くは深夜以降、朝方まで営業している形態と考えられます。なお、国の分科会の提言では長時間に及ぶ飲食や深夜のハシゴ酒などは、短時間の食事に比べて感染リスクが高まると考えられていることから、感染リスクが高いと考えております。

その下ですけれども、現在札幌市で重症化患者を最小限に抑えるために、重点的な対策といたしまして、まず、介護福祉施設や病院でのクラスター対策として、施設の協力もいただきながら、陽性者の早期発見や早期介入など、感染拡大の防止に全力を挙げて取り組んでいるところでございます。先週からは厚生労働省や国立感染症研究所の専門家を初め、北海道や国を通じて他県からも、保健師等の応援職員を派遣いただき、これらの対策に取り組んでいるところでございます。また、医療提供体制や検査体制を拡充するために北海道と連携させていただきながら、新たな宿泊療養施設を13日から開設したほか、19日には市内で2か所目となるPCR検査センターを開設する予定であり、積極的な検査を実施できる体制を整備しております。すすきの地区の対策としても、北海道と連携し、営業時間の短縮などの協力を要請しておりますが、札幌市においても、深夜の飲酒等の自粛を呼びかけるほか、店舗へ直接訪問することにより、要請協力依頼やPCR検査の受検勧奨を進め、感染拡大防止に取り組んでいるところでございます。私からは以上でございます。

【倉本総合政策部長】

引き続きまして、資料2-1をご覧くださいと思います。これは7月30日から4回にわたりまして、この有識会議で議論を踏まえまして、9月に検証中間取りまとめを策定をいたしました。この中の対応方向に基づいて、この間、道で進めてまいりました、対策対応の進捗状況につきましてご報告を申し上げます。なお、お手元に資料2-3というものがあるかと思えます。これは、今申し上げた中間取りまとめの一番最後の今後の対応部分の抜粋でございます。ちょっと開けていただきまして、4つの柱ごとに対応方向が整理されているんですが、それぞれの例えば75ページと書いてあるところの下の方に、対応の方向（感染拡大の兆候の早期発見）というのがありますが、その下に丸がついておりますが、その丸ごとが1つ1つの対応の項目と捉えておりまして、その丸1つごとに、この資料2-1の方で、この間の進捗状況を取りまとめしておりますので、そうした関係があるということ念頭に置いていただきたいと思います。

開けていただきまして、資料2ページ目でございますが、まず柱の1つ目の感染まん延

防止対策、その中の感染拡大の兆候の早期発見につきましては、帰国者、接触者相談センターの持続可能な体制の確保ということで、業務の民間委託、それから窓口の一元化フリーコール化を進めまして、9月16日から健康相談センターとして、24時間の電話対応をしております。それからその右側に感染が疑われる患者の皆様への対応の強化ということで、地域外来検査センター、あるいは帰国者、接触者外来の設置を推進してございまして、10月末で下にありますように検査センター11か所、接触者外来約90か所整備しております。また検査体制ということでは、検体採取の車両を導入するなどしながら、10月末で検査能力2,550人の体制を整えております。下段にまいります、季節性インフルエンザの流行を見据えた診療体制の整備ということで、発熱患者等の診察、検査が可能な医療機関を全道で673か所、11月10日現在でございますが、指定をしております。また右側でございますが、国の接触アプリ、あるいは道のコロナ通知システムの登録者の増加ということに関しましては、登録者増加に向けた普及啓発を行いまして、現在道のコロナ通知システム登録数では、施設で約2万9,000、登録者では17万人弱、10月末でございますけれども状況になっております。2ページ目でございます。機動的な感染拡大の防止に関しましては、まず、保健所の感染拡大時の体制整備や業務の効率化ということで、業務の外部委託を積極的に進めていくとともに、ICTの活用などを図っているところであります。右側に、道と保健所設置市等が連携した感染拡大の防止ということでございますが、札幌市さんを含めた、道内の保健所設置市の皆様と連携をして取り組んでおりますが、厚生労働省のクラスター対策班の派遣、あるいは感染症対策に精通した医師の皆様、集団感染が発生した施設等に派遣する取り組み、あるいは北海道広域感染症対策支援チームを派遣ということでそれぞれ数字が書いてございますが、各所に必要な人員を派遣しているところであります。下段のところ、道立衛生研究所の機能強化についてもここに書かれている事項で対応しております。

3ページ目でございます。医療提供体制の確保及び集団感染への対応ということでございまして、特別な配慮が必要な患者の受け入れ体制の強化や、患者搬送体制の充実を進めておりますが、今、医療提供体制の負荷も徐々に高まりつつある状況でございます。左から3番目でございますけれども、感染拡大時に必要と想定される病床の確保ということで、フェーズ1からフェーズ3までの状況を患者数の増加に応じて3段階のフェーズを設け、受け入れが可能な病床の確保を図っているところでありますが、一番右側でございますように、さらに、軽症者向けの宿泊療養施設の確保ということで、10月末現在で670室確保していたというものにつきまして、今、札幌市さんからもご説明がありましたが、11月に既に新たな施設の確保ということで、現在選出の体制を整えております。また道央圏を除くその他の5か所についても、開設できるよう調整を進めているところでございます。下段にありますように、感染防護具の確保、あるいは医療機関や社会福祉施設等における研修の実施、集団感染が発生した際の支援体制の強化等についても、取り組みを進めてきたところでございます。

4ページ目をご覧ください。地域の実情に応じた対策の実施ということでございますが、まず新たな警戒ステージの設定というところで書いてございますけれども、8月に設定いたしましたこの警戒ステージに基づきまして、この10月28日、それから11月7日とステージの引き上げを含めた対応をしてきております。その際重要となります、感染状況等に関する情報発信の実施に関しましては、警戒ステージで設定いたしました各指標の数

値について、これは毎日報道も含め、ホームページ等で発表しております。また、直近1か月の推移に関しまして、そのデータと併せて道のホームページで公表いたしております。また1週間の状況を取りまとめをいたしまして、市町村の方々に向けては、定期便といたしまして、感染症対策に関するお知らせ、これを毎週発行して、情報の共有化を図ってきているところでございます。右にございますが、感染者情報の公表のあり方ということでもあります。現在、道の公表基準、年代ですとか性別、居住地などに関する公表基準は、これに書いておりますような内容につきまして、本人の同意を前提に公表してきております。一方で今、国の偏見差別プライバシーに関するワーキンググループの中で、人権侵害の防止等に関する検討が進められておりました。このほど、中間取りまとめが出ておりますが、こういったプライバシー差別偏見に対する対策も含めまして、現在、新たな公表基準を整理しております。別途市町村の皆様とも協議をしながら策定をし、これに基づいて今後も公表を図っていきたいと考えております。

5ページでございます。これは2番目の柱で、社会経済影響対策でございます。まず、中小規模企業を初めとした企業の事業継続に向けた支援というところでございますが、ここに資金繰りへの支援、あるいは感染症対策に取り組む事業者の皆様への支援の充実等々について記載しております。数字等については、派遣の件数や支援の融資枠の実績等が記載されております。一番右側のところでございますが、地域における経済の循環と需要の喚起の促進ということで、プレミアム商品券、これらの市町村と連携を進めておまして、10月末で123の市町村で、ともに支援を持った取り組みをしております。また、オンライン物産展での道産食品の割引販売の実施等について取り組んでいるところであります。下段でございますが、雇用の維持確保と就業支援の充実に関しまして、離職者や新規学卒者に対する支援、オンラインセミナーですとかWeb企業説明会等々を開催してきております。下段の真ん中でございますが、人材不足の企業と社会貢献・副業したい方、もしくは雇いを維持したい企業等をマッチングする北海道短期お仕事情報サイトを立ち上げまして、これを通じて14社124名のマッチング実績、10月末でございますが出ております。また、離職者の早期就職と企業の人材確保の観点から、北海道異業種チャレンジ奨励金を設けまして支援をしているところでございます。

6ページでございます。観光振興に向けた支援の充実ということで、どうみん割の取り組みを進めているほか、北海道の魅力を国内外に発信するHOKKAIDO LOVEの取り組みを進めてるところでございます。議題にございますが、こうした社会経済活動のベースとなります新北海道スタイル浸透定着に向けまして、普及啓発等を繰り返し実施をしてきているほか、感染症対策の優れた取組をモデルアクションとして選定をして、道のホームページ等での周知を実施してきているところであります。7ページをお開きください。3番目の資料としまして、教育への対応ということでございます。学校臨時休業への備えということでございます。国が策定いたしました衛生管理マニュアル、これに関しまして6月、8月、9月に道内各市町村教育委員会に周知をし、共有をしながら取り組みを進めております。右側にございますが、感染状況に応じた地域の学校等との情報の共有化、連携に関しましては、感染者が発生した場合には、それぞれの学校の状況につきまして、市町村と情報共有をした上で、マニュアルに基づき、臨時休業等の判断について道からも指導助言を実施してきております。下段でございますが、学校運営の施設改善というところでございますが、道教委のボランティアバンクの活用、あるいは学習指導員やスクールサポート

スタッフの学校への配置などを通じて人的な支援を行っているほか、スクールカウンセラー緊急派遣、あるいはSNSを活用した相談などを通じて、児童生徒の心のケアに向けた学校への指導助言の徹底を行っております。また右側でございますが、児童生徒が安心して学べる環境の整備ということで、学校における感染防止対策と学びの保証に関する取り組みを進めてきているところであります。

8ページでございます。4番目に実効性ある政策の推進ということでございますが、1つ目は正しい知識の普及啓発と差別偏見の防止ということでございます。まず、感染症に関する正しい知識の普及啓発を図っていこうということで、広く普及啓発を図るための啓発用資料を作成いたしまして、市町村や団体学校等を通じて情報提供しております。10月からは団体等の要請に応じて出前講座などを実施いたしまして、正確な情報の普及に努めているところであります。また、人権侵害防止に関する普及啓発の実施等々でございますが、10月に北海道知事からメッセージを発出したほか、併せて道の新型コロナウイルス人権相談窓口を設置をしたところであります。右側のところにあります市町村との連携でございますが、札幌市さんとの連携につきましては、今、札幌市さんからもございましたけれども、この間の感染拡大も踏まえまして、連携した取り組みを進めてきております。また、新たな警戒ステージの設定に伴いまして、ステージ1といった、まだ感染が徐々に広がりつつある拡大する前の状況でございますけれども、振興局が市町村と連名で注意喚起のメッセージを発出する、あるいは警戒ステージの移行に際しましては、道の考え方を事前に市町村にも情報提供をさせていただいた上で実施をしてきております。下段でございますが、政策形成過程の透明性の確保に関しまして、本部会議の議事録、会議資料をホームページで即時に掲載をしているほか、右側でございますが政策推進における実効性の確保といたしまして、緊急対策としてこの間、5回にわたり補正予算も組まさせていただいております。こういった事業についての進捗状況について、毎月ローリングを実施しております。詳細はお手元の資料2-4でございます。今日は説明を割愛させていただきますけれども、この間、5回にわたって行ってまいりました緊急対策それぞれにつきまして、現在の進捗状況について整理をさせていただいております。8ページの一番右側でございますが、実効性ある政策の適時適切な推進に関しまして、本日、検証の中間取りまとめの今後の進捗状況ということで、この有識者会議の場で報告をさせていただき、また、ご意見をいただきながら、今後の取り組みの改善につなげていきたいと考えております。また市町村との連携や政策決定の手続きなど、コロナ対策に関する基本的枠組みを明確にするということで、この後ご説明させていただきますが、要綱策定に向けて、今、取り組んでいるところでございます。資料2-1については以上でございます。

続きまして、資料3-1をご覧いただきたいと思っております。この対策の要綱の概要でございます。第1の目的のところに掲げておりますけれども、今後のコロナ対策をより効果的かつ着実に進めるためには、道民や事業者の皆様のご理解とご協力を得ながら、市町村をはじめ関係者が一体となって取り組むことが必要でありますことから、対策の基本的な動きを示す要綱を、このほど策定することとしたものであります。第2の定義のところでございますが、本要綱の対象は、特措法に規定する新型コロナウイルス感染症とし、本要綱における新型コロナウイルス感染症対策については、特措法に基づく対策本部の設置期間における道の対策と定義をつけております。第3の対策に関する基本的事項のところでございますが、1番目の総合的な対策の実施といたしまして、感染症法や特措法関係法令や道

の行動計画等に基づき、対策を総合的かつ効果的に実施するとともに、社会経済に及ぼす影響を十分に考慮し、感染拡大と社会経済活動の両面から対策を実施すること。また、2といたしまして、市町村の関係者と連携いたしまして、国や市町村、関係団体、道民等と連携及び協力を図るほか、特に市町村との情報共有に努め、相互に連携して対策を実施すること。3、道民及び事業者の理解・協力として、道民、事業者に対して正しい知識等について適時適切に情報発信し、理解と協力を得られるよう努める。新北海道スタイルの浸透定着に向けた取組を促進することなど。4、感染者情報の公表として、国の公表基準を踏まえ、別に定める基準に基づき適切に実施することとし、公表にあたっては個人が特定されないよう十分考慮すること。5として、人権侵害の防止として差別や偏見、誹謗中傷など、人権侵害を防ぐため正しい知識の普及や、適切な情報提供、相談対応などを実施するというように規定しております。

右側になりますが、対策の立案及び決定に関する事項としては、第4、1番目の新型コロナウイルス感染症対策本部といたしまして、対策の総合調整及び重要事項の決定は、この体制を組んで行うこと。また、2の警戒ステージの設定と運用といたしまして、感染状況に応じた対策を的確に講じるため、警戒ステージを設定し、その運用にあたっては、全道域の取り組みを基本とし、必要に応じて特定の地域や業態を対象とするなど柔軟に対応すること。また、行動等の制限に繋がる協力要請は特措法に基づき実施するとともに、その制限は必要最小限とし、特に施設の使用制限等に関する協力要請を行う場合には、事業者の皆様のご理解ご協力を得られるよう、実効性の確保に努めることとしております。また、3の北海道新型コロナウイルス感染症対策有識者会議の設置といたしまして、対策の立案等にあたり、必要な意見を聴取するため有識者会議を設置すること。4、外部意見等の聴取といたしまして、対策の立案にあたり必要に応じ、有識者会議や専門会議の意見や見解を聴取することとし、特に警戒ステージの移行や、特措法24条9項に基づく措置を行う場合には、事前に有識者会議の意見等を聴取するとともに、市町村や関係団体に情報提供することを規定しております。現在、この要綱素案をもとに、パブリックコメントを実施中でありまして、今回の有識者会議の皆様の見解を伺いながら、11月下旬を目途に案を取りまとめたいと考えております。資料の説明は以上でございます。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

どうもありがとうございます。説明を一括してお願いしましたがけれども、本日の議論につきましても、3つのテーマについて一括して議論していただくというような形で進めさせていただきたいと思っております。1の、現在の感染状況と感染拡大防止に向けた施策については、すでに皆様のご意見をいただいた上で決定したところでございますけれども、今回の措置を含め今後のコロナ対策を進める上での、留意点などございましたら、ぜひご意見としてお出しいただければと思っております。2の対応方向の進捗状況については、中間取りまとめ後の道の対応について、具体的な対応について示していただいておりますけれども、これについても、今後の改善点等、ご意見がございましたらぜひ出していただければと思っております。また、3の対策要綱素案についてでございますけれども、これまでの会議で議論された市町村との連携、感染者情報の公表、政策推進の手続きなど、対策の基本的な枠組みを示していただいておりますけれども、これにつきましても、内容についてご意見があればぜひこの機会にご意見をいただければと思っております。その他、ご質問等もございました

ら、合わせて、お出しただけだと思います。リモートで、話しにくい面もあるかと思いますが、今日は高橋委員から口火を切っていただけてよろしいでしょうか。よろしくお願いたします。

【札幌医科大学 高橋教授】

札幌医科大学の高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。検査に関して、申し上げたいと思います。検査の能力は、非常に上がっているように思います。少なくとも私が、例えば釧路総合振興局ですとか空知総合振興局等で、医療施設ですとか、それから、病院ですとか、そういうところで集団感染に対していろいろ対応したところでは、そういう地域の保健所は、かなりですね、もう一生懸命、検体を回収したり、検査をしているということで、特に釧路の保健所なんかではですね、もう100検体200検体、夜遅くまでやったりしてですね、対応されてるというふうに思います。そういう地域の保健所に関しては、回収ですとか、検査までが比較的円滑にいったらと思うんですけども、北海道の問題なのかどうかというのがありますが、札幌市がですね、検査が全然、円滑にうまく回ってないと思いますね。特に、濃厚接触者ですとか、検査が必要な方に関しては、今のシステムから言いますと、何かその検体を採取する容器が郵送されて、それに検体を採取したら、今度は午前と午後のある決まった時間にですね、検体を届けに行くといいますが、そういうような対応がありますので、届けに行くのも決まった時間ということで、結構皆さん密になってですね、検体を届けてらっしゃるというような状況もあります。結果として、検査結果がわかるまでも数日かかっているというのが現状でして、とてもですね、この今の、非常に医療機関としてですね、立場から言いますと、入院をお受けするのですね本当に大変ですし、院内での状況ですとか、それから大学ですね、教育機関としての状況もですね、非常に危機的な状況にあるわけですし、検査体制の強化っていうの機械を入れたりですね、検査できる人を増やすだけじゃなくて、検査に辿り着くまでにいかに円滑にできるかということも重要なんですよ。ですから道の方からやっぱり強く指導していただきたいのは、例えばその発熱外来等ですね、施設が設定されたわけですよ、インフルエンザとの関連ですね。なのでそういうその受け身的な検査をして持ってきてもらってその受け身的なものじゃなくて、その検査が必要な方は、例えばそういう発熱外来に行っていたりですね、そういうところで積極的に検査をしてもらうと。少しでも早く結果を明らかにして次の対策をとると。特に先ほど出てましたけれども、いわゆる歓楽街から、高齢者施設まで繋がってるわけですよ今の感染というのはですね。ですからおさら、早く感染状況がわかって次の一手が出ないとですね、それ検査結果がわからないと、いつまでも、ただただ傍観してはいけないんでしょうけど、一手が打てないというようなことになりますので、ぜひ道からですね、もし道から無理なんであれば、国の方に言って、とにかく札幌市の状況をですね、改善していただきたいということでもあります。少なくとも医療機関はですね、もう、これ以上ないというぐらいですね、もちろん私たちだけではありませんけれども、必死にやっております。

もう一つだけ言いたいのは、今、実は入院ですとか、ホテルから入院それから、あと病院からホテルですとか、そういうような調整がやっぱり少し円滑に進んでいます。それはですね結局、札幌医大の高度救命救急センターの医師が札幌市保健所に入ってですね、医師が調整してるんですね。例えばそういう、どういう方をホテルなんだとかどういう方が

病院なんだという調整も、この大きな方針として、高度救命救急センターの医師がですね、いろいろと助言して、ようやくそこら辺がうまくいってるという現状があるんですよね。ですから、その検体検査についてもですね、もう一つ一つをある程度ですねやっぱり臨床現場できちんと患者さん見てたり、それから臨床現場で検体を扱ってるようなんですね、検査を行っているような人間が、それなりの指示をですね、その方向性を出すようにしないと、今の現状というのも到底改善できないだろうと考えます。以上です。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。札幌市での検査体制の強化というようなことに関して、非常に重要な論点としてのご意見をいただきました。この部分については、今、意見は意見でございますけれども、コメントなんかございましたら。

【札幌市保健福祉局 矢野医務監】

札幌市の矢野でございます。ただいま、高橋先生の方から、厳しいご指摘ございました。1点については、検査結果が出るまでの日数を要しているという点。もう1点については医療機関の、非常に逼迫しているという状況ですけれども、検査の件につきまして、確かに、今、陽性者が非常に多くなっている状況がございまして、そのために、確かに陽性者数が、1日に40人とか50人とか60人とかそのぐらいの数の時に比べて今、もう100人を超える陽性者が出ているということで、検査結果が出てから、患者さんの方に陽性告知をしたり、さらにそれから入院につなげる、あるいはホテルにつなげるということで、時間を要しているのも事実でございます。また、私どもPCRセンターを今度、二つ目を設けますし、あと、すすきの地区において、臨時PCRセンターということで、そういった形でも検査センターを設けております。さらに、そういったことだけでは、不足しておりますので、自宅の方に検査キット、唾液の採取キットを、お送りしてそれを保健所の方に届けていただくという方法も取っております。確かに、高橋先生おっしゃるように、陽性、例えば濃厚接触者と判断された後に、その方に、検査の唾液を採取するセットを自宅の方に送付して、そして自宅で唾液をとっていただいて、それを保健所の方に届けていただいてそれが、検査の方に回るということで非常に時間を要しているというのも事実でございます。あと発熱外来についても開始しておりまして、その中から、医療機関の方から検査をオーダーしていただいて、そこで検査の方も提出していただくという方法にもなっておりまして、検体が出る、そして検査に回る複数の方法を用いて、何とか検査が回るように努めている状況でございます。確かに、高橋先生おっしゃるように、検査の結果が出るまでに日数を要しているというのは事実でございますが、私どもとしても、PCRセンターの活用、さらに検体、唾液の採取セットをご自宅の方に送付してそこで回収するという方法も用い、さらに発熱外来での検査を受けていただくという方法を用いて何とか、現状を切り抜きたいと、日々、努力しているところでございます。以上でございます。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

現状の説明をお願いするつもりはなかったのですが、今、現状のご説明いただきましたけれども、いずれにしても時間の問題とかについては、もう少し改善すべき余地が明らかにあるのではないかとこのところかと思っておりますので、道と札幌市さんにご協議いただいて、少

し具体的な改善の道筋について、これについてはぜひ、明確に整理をしていただいて、委員の皆さんにもご提示をいただくというようなことで、お願い申し上げたいと思います。非常に厳しい状況にあることは、十分理解した上でのお願いというようなことで、発言させていただきました。続きまして田端委員。ご発言をお願いいたします。

【ラベンダー法律事務所 田端弁護士】

田端です、よろしく申し上げます。議事が3つありますけれども、まず1点目の感染拡大防止に向けた協力要請に関して、1点申し上げます。今日ですね、対策本部の方で決められて発表もされたこの内容ですけれども、札幌市内の市民に対する協力要請として、感染リスクを回避できない場合に不要不急の外出を控えるなどの言葉ですね、そのあと具体例もありますが、弁護士というのは、その提示された文章を解釈することが本職なのではありますけれども、この協力要請内容を拝見して、どの場面がよくて、どの場面が要請対象になるのかという範囲を考えると難しいなというのが率直な第一印象でした。ただ、考えてみれば、北海道が提示した要請内容に従えばウイルスに感染しない、という問題ではありませんので、道の提示した、この協力要請に対して何が当てはまる当てはまらないと、最後にこだわることであったり、北海道にどうなんですかと聞いたとしてもそれが本質的問題ではないのだと、いうことも思います。とはいえ、例えば、私自身が運営に関わっている組織の活動をこれからどうしようかなということまで考えていくと、公的な指針をよりどころにしたいという思いもありまして、これは皆さんそうなんだろうと思います。対外的な説明責任を負う、何らかの活動のあり方を考える場面では、北海道の要請内容がこうだから、こうするんだということで説明責任が果たされるという関係にあるのも事実でして、指針を示していく北海道としては、ご苦労なこととは思いますが、方向性をなるべくわかりやすく願いたいということがございます。個人的に見聞きする範囲でも既に様々な会合や会議が感染対策がとられているのではないかなと思われるものでも中止や延期が、決められてるものも多くございまして、今後、北海道に対して、今回の発表に対してですね、要請内容に関するご意見やお問い合わせが多く出てくるのではないかなと思います。今後、追って問い合わせが多い場面について、考え方や対応策を示すなど、今回の要請内容の具体化を用意いただければと願います。以上が、議事の1つ目の話でして、議事の2や3のことも申し上げますが、今後の対応方向の取り組みについてですね、私の方で、これまで意見申し上げた差別やいじめに関しての部分で、10月に知事からも明確なメッセージを出していただいたこと、頼もしく感じております。人権相談の窓口も設けていただきまして、相談内容の件数や内容は、どこかの機会・タイミングで、集約していただければなど。発表していただければということをおもっております。次に3点目の要綱素案についてですけれども、この要綱素案の第4の2に警戒ステージの設定と運用という項があります。ここの、その運用が今まさに、問われているところですね。それで、警戒ステージごとに3ならどう、4ならどうっていうところは、感染対策をすべて実施するように、読まれていた面もあるのではないかなと。この3ならこうなるんだと、4ならこうなるんだと、で、3や4に当てはまるための要件がこうだからいずれこうなる、という解釈を受けていた面もあるように見受けられるので、この要綱素案にあるように、柔軟な対応であり、必要最小限度を、状況ごとに考えるんだという当てはめ方で今の対応をされているのではないかと思います。そこの、それに対して私異論がないんですが、このな

なかなかその実際の運用の肝のところは文章では表しつくせないところだろうなと思います。なかなか難しいと思いますが、要綱自体については、これはこれで良いと考えております。以上です。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。1の、わかりやすく示すというところが、なかなか難しい面もあると思うんですけども、基本は、当然、感染防止対策に万全を期すということなんだと思うんですけども、それとともに、できるだけ経済に対するダメージを与えない、裏返してみると、普段の行動について、問題ないことまで抑制はむしろしたくないというあたりのところを、むしろ、率直なメッセージ、何らかのものをうまく伝える必要はあるのかなというところで、少しそこは検討していただければと思います。どうもありがとうございます。続きまして、水上委員お願いいたします。

【北海道教育大学大学院 水上教授】

失礼します。北海道教育大学の水上です。よろしく申し上げます。まず最初に、ステージ1から2へ移行した時に、先ほど田端委員からありました、資料3-3の11ページ目のところにある、個々の行動変容に対する協力を要請ということの、具体があまりイメージできなかったものですから、私、大学院生と、今、勉強していますが、院生が水上先生、それじゃあ1から2になったので、どういったことをすればいいのと聞かれてですね、個々だからと思って、今までのことをきちっとしてくればいいんじゃないのしか言えなくて、あれ、そうだよな、行動制限とか行動目標的なことを、きちっとこう指導していただければ、私も具体で話しやすかったのですが、ここのところがちょっと困ったところです。2から3のところでは、より強い行動変容に対する協力を要請というその具体は何なのかあとかということも考えてしまいました。札幌市を11日からは、ステージ4相当の強い措置ということで出てきたのが、札幌との不要不急の往来をとかと」ということになると、これはかなり院生も、旭川校の院生は、札幌市出身、石狩管内出身の者が多いものですから、行き来するんじゃないよということをこれから指導していけるのかなというふうに思っております、ステージの移行と行動目標、行動制限みたいなものの、もっと具体の一致がもう少し道民に伝わると、学生もそうなんですが、私もそうですけれども、いいのかなというふうに思っております。それが一つです。

それから学校現場なんですけれども、高校で幾つかの学校でクラスターが発生し、小中学校はクラスターまではなっておりませんが、旭川市内の小中学生も感染しまして、学級閉鎖とかをしているわけなんですけれども、今日、道教委の方ともお話をする機会がお昼にありまして、これから家族内、家庭内感染が多くなっているということで、家族での家庭の中での健康チェックですね、家族みんなチェックをしながら、もし、発熱がある場合には、親に登校させないでくださいねというような啓発ですね、これが大事だなと思って、道教委の方と話をしておりましたが、もうすでに11月10日の段階で、保護者向けの通知を出しているということで、各学校、保護者向けの通知を出してらるってということで、さすがだなというふうに思っております。通知を見せていただきましたが、視覚的に訴えるようなプレゼン的なポスター的なものになっておりますので、ぜひそこに知事名と教育長名を書いてですね、がっちり指導しているという、こういう時には危機管理はトップ

ダウンだと思いますので、そういう通知が必要かなと思っております。あと旭川でもかなり、病院でも、クラスターが発生したりして大変なものですから、11月は学芸会シーズンでして、分散型の学芸会、学年ごとに、午前中に1年生がしたら、消毒をして、午後から2年生なんていう形で、学芸会を計画している学校が多かったのですが、中止にするところもあったりしてですね、非常に学校では苦慮しているようです。ただ、そのまま実施する学校もありまして、えっと思ったのですが、やはりそこはですね、道教委の方にもお願いしたいのですが、市町村教育委員会の指導をですね、きちっと学校に繋がるようにしていただければなと思っています。あとですね、全く北海道に関係ないんですけども、ニュースを見ていて、福岡県がピットシ収まっているんですよ。7月、8月、何て言うんですか、エピカーブって言うんですか。7月、8月の福岡はこんなになっていたのですよ。100人とかというカーブになっていて、それが今、一桁になってるのですよね。それってなぜなんだろうなと思って、福岡県のホームページを見てみたりしたのですけれども、あまり理由が、すいません私にはわかりませんでした。ちょっとだけ違うのは、北海道スタイルとか福岡スタイルの、新生活様式の内容が違ったぐらいしか私わからなかったんですけども、何かその福岡がびったり収まっている理由を解明すれば、何か役に立つのかなあというようにも思っております。以上です。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。危機管理をトップダウンで是非やれというようなご指摘、非常に重要かと思えます。それと、分かりやすく行動変容について示せということだったわけですけれども、多分、私がちょっと変な言い方になるのかもしれませんが、きちんと対応しておられる方は変容をしなくていいので、むしろ、そのことも含めて、ご説明なり、我々サイドも説明していかなければいけないということかと思えます。どうもありがとうございます。続きまして、三戸委員、ご発言をお願いいたします。

【北海道医師会 三戸常任理事】

はい。北海道医師会の三戸でございます。よろしくお願いたします。まず感染症の拡大についてですが、札幌がかなり他の地区に比べてダントツで増えてますので、今回の処置については、適切な処置を執られているんじゃないかなと思います。まず、高橋委員もおっしゃったように感染症の診断について、ある程度、いろんなところで行われてはいるんですけども、まだまだ手薄なところが多い。そしてまた、札幌市におきましては、やはりこれだけ患者さんが増えてくると、今まで一般病床で行ってたところをコロナの病床に変えなきゃならないということで、かなり医療機関のスタッフに負担がかかっているんじゃないかなと思います。その辺について、やはり行政の方で対応、ある程度のお手伝いいただけるなら、なるべくそのような方向でお願いしたいというのが一つです。こういうふうな、感染が拡大しているのは、やはり早期に発見して、早急に隔離とかそういう対応が取れてないからじゃないかなと思いますので、やはり発熱外来がかなり今600と増えてはいるんですけども、地域によって、少ないところもかなりありますので、道民の方々がやっぱり地域差があって受けられないっていう、検査が受けにくいというふうな状況になるのは問題だと思いますので、なるべく全ての方々が、感染を疑った場合にすぐ検査ができるような体制をやはりとっていきたいと思いますので、北海道医師会としましても、道庁

となるべく協力しながら、そういう体制を作るように進めていきたいと考えております。

また、学校の例も、ちょっとあるんですけども、他の地域で、これが学校保健の研究大会が日本医師会であったんですけども、患者さんが出たときに、やはりかかりつけの先生のところから保健所に連絡するんですけども、保健所からは、市町村にそのまま繋がるんですけども、市町村から学校、教育委員会になかなか繋がりにくい例が多いというふうに聞いております。また、その教育委員会、あるいは学校、市町村から医師会の方に連絡がないので、その地域で見ている子供たちを診る学校医の先生方がほとんどタッチできてないという状況があるので、地域でそういう感染が広がるの押さえるのが、やはりそういうふうな、情報共有をきちっとしてないと、なかなか難しいなと思ってます。また、先ほど発熱者をきちっとやりなさいっていう話、すごく大事なことだと思うんですけども、ちょっとやり過ぎなところもありまして、ちょっと咳が出ると直ぐにお休みしなさいとか、風邪ひいてちょっと熱が出たら兄弟も、みんな学校来るなとかいろんなことが入るので、正確な情報を正確に出していただいて、やはり感染の疑いがある人がきちっとそれなりの対応しなきゃなんないですけど、感染の疑いがない人も、すべて熱が37度超えたら学校に来るなど言うのは、ちょっと無理があると思います。また、高校のとかの場合は、部活とかそのようなところで、感染が広がってるって聞いておりますけれども、小学校、中学校なんかでは、クラスの中で、かなり感染症の対策をしているので、ほとんど感染する可能性はなくて、家族からうつるのがほとんどですから、クラスの中でインフルエンザのように流行する可能性はかなり低いんじゃないかと言われております。ですから、そういう意味では軽症者、あるいは無症状者が出たときに、クラス全体をどうするかということに関しても、今後もう少し検討いたしていただいてですね、正しい対応をとっていただくのが大事だと思います。あと最後に、要綱の件なんですけれども、今回、こういう形で要綱が決まって、有識者会議である程度の方向性を決めるってのは、わかるんですけども、今まで感染症専門会議というのが開かれてまして、その中である程度、感染症の方向性も決められてたんですけども、今回のこの件に関しては、特に話が出てなかったんで、実際、専門家の意見を聞いて、ある程度の意見聞きながら対応を作っていくというのが大事ではないかなと思いますので、その辺を検討していただきたいと思います。以上です。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。専門会議は、意見を聞くことにはなっていましたよね。両方、専門家の立場からのご意見も伺った上で、有識者会議にも意見を伺うという立て付けはそういうふうになってるかと思っております。

【北海道医師会 三戸常任理事】

そうだったんですけど、私も高橋委員も専門会議のメンバーなんですけど、そっちの方の意見はなかったということです。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

早期発見が大事だということと、家庭内感染、学校での情報共有等というご意見をいただきました。どうもありがとうございます。続きましてですね、瀬尾委員、お願いいたします。

【北海道経済連合会 瀬尾専務理事】

はい、瀬尾です。よろしくお願いします。まず最初に現在の状況についての認識ですが、経済界としても、新北海道スタイルの実践を広く皆さんにお願いし、幅広い業種で実際に取り入れられている中で、感染拡大が継続していること。このことに対して憂慮するとともに、改めて緊張感を強く持って行動していく必要があると思っております。一方で、私どもの会員を対象に実施した3回目のアンケート結果になりますが、10月の売り上げについては前年同月よりも減少したと答えた企業は約4割。それまでの6割以上と比べるとやや回復しつつあるという結果が得られております。これには、国のG o T oキャンペーン、また、道、市町村などのプレミアム付き商品券といった、いわゆる消費喚起策の効果もあると思っておりますが、持ち直しつつあった経済が、ここしばらくの急速な感染拡大とともに、来道者の減少、消費マインドの低下などで冷え込んでいくということを強く懸念しているところでもあります。その意味で、今回、札幌のみステージ4相当ということで、追加対策がなされることとなりますが、今回の追加対策、今後の警戒ステージの引き上げに伴って、企業の倒産廃業や従業員の雇い止め、これらに繋がらない、繋がることのないように継続的な支援をお願いしたいと思っております。また、今後も感染拡大が仮に継続することになれば、さらに強い措置も講じられることになると思いますが、休業要請のように直接的な減収となる場合も支援金などの補償をお願いしたいと思っております。

さらに医療体制の強化はもとより、早期発見、早期対応に繋がるような検査体制の迅速化と強化についても、札幌市としっかりと連携しながら取り進めていただきたいと思っております。それから北海道が今回対策を強化したという、このメッセージが全国に発信されることに関してですが、北海道においては、交通、飲食、観光事業者を含めて、新北海道スタイルにより感染拡大防止を徹底している事業者が多い。このことも併せて発信するなど、経済的な影響を最小限に留めるよう発信内容も工夫をお願いしたいと思っております。また、情報公開に関してですが、専門家の力もお借りしながら、これまでに5,000以上も症例、これから得た知見というものがあると思っておりますので、これらを分析をして、我が国における新型コロナウイルス感染症の特徴ですとか、個人や事業者が実行できる、より効果的でわかりやすい感染防止対策、これらを積極的に情報公開いただきたいと思っております。それから次いで、中間取りまとめの進捗状況については1点だけ申し上げます。取りまとめに沿って取り組みが行われているということは、先ほどのご説明で理解いたしましたが、今回、お示ししていただいた資料では、改善に役立てるために効果や問題点等を含めて点検するという観点で率直に申し上げて不足しているように思われます。中間取りまとめの中での記載では、進捗状況や実績などを定期的に把握、点検し、事業の進め方の改善や、より効果的な対策の実施に繋げるというように記載されております。この記載は、いわゆるPDCAをしっかりと回していくということだと理解しておりますし、PDCAについては、以前の会議でも、私だけではなく石井座長の方からも、おっしゃっていたというふうに思います。その趣旨で、点検改善という文言も今回、中間取りまとめに入っていると理解しておりますので、次回では、効果、問題点なども含めて示していただき、改善に向けた議論ができるようにしていただきたいと思っております。最後に要綱についてですが、パブリックコメントですでに意見を出させていただいておりますので、ここでは2点だけ申し上げます。1点目は、警戒ステージの運用だけではなく、ステージの設定自体、これを全道一律では

なく地域性を考慮していただけないかということでもあります。これだけ感染が広がっているように見える状況の中でも、地域によっては、1週間当たりの感染者数が数人の地域もあるということを見ますと、広い北海道がすべて同じように感染が拡大していると全国から見られるのが、北海道全体にとってマイナスであると思います。例えば、G o T oキャンペーンに関しては、国としては北海道をG o T oキャンペーンの対象から除外することはないと言われてしていると理解しておりますが、仮に、国のG o T oキャンペーンから、全道一律に外されるようなことがあっては、せっかく需要が少しずつ回復しつつある、道内の各地域の観光地にとって大きなダメージであると思います。その意味でも2点目になります。最後になりますが、今回、有識者会議の改組、これ要綱の中に位置づけるということにあたっては、北海道の基幹産業であり、今回のコロナでも非常に大きな影響を受けている一次産業分野からのご意見ですとか、また広域に分散しているという北海道の特徴を踏まえると、例えば、町村部の事情に精通している有志、知見を有する方のご意見なども聞けるような場にしていこうということも、オブザーバーなどの方法も含めて工夫してはどうかというふうに思います。私からは以上です。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。感染防止対策をしっかりやってるという部分、やってるところが相当数あるというようなことについての情報発信というのも確かに重要なことかと思えます。その他、点検改善というようなことですか幅広くの意見を聞いていこうというようなことをご意見をいただきました。どうもありがとうございます。続きまして、坪田委員、ご発言お願いいたします。

【日本労働組合総連合会北海道連合会 坪田総合政策局長】

お疲れ様です。坪田です。それでは私の方からは何点か申し上げたいと思います。まず1点目の、現在の感染状況と感染拡大防止に向けた施策についてということで、今回ステージ4相当に移行と強い措置を講ずるといったことになりました。これ自体は、現在の保健所や医療機関の逼迫を考慮すれば妥当であると考えますが、感染リスクを回避できない場合はとか、やや分かりにくいということが、周りの何人かからも、感想として出てきています。これまで何人かの方々からのご意見があったように、どう分かりやすいメッセージを伝えるかが、行動変容をより実効あるものにするためには必要なのかなと感じています。それから今回のことで必要以上に、感染リスクを回避しようという行動を取ることが想定されるわけですが、例えば、外出や旅行を控えようという意識が高まるわけですが、そうしますとお客さんが減りますので、本当に真面目に新北海道スタイル実践している飲食店、それから事業所からしますとやりきれない、釈然としないという思いがあるのではないかなと思います。これは、中間取りまとめの進捗状況にも関わってくるんですけども、やはり感染拡大防止対策の再確認と徹底ということを求めていこうのであれば、新北海道スタイルを実践していない施設、そういったところに対してどうして実践しないのか理由を改めて尋ねてみるということが必要ですし、そして、そういったところとは、共に解決策を考える取り組みが必要ではないかなと思います。施策の中にも、この感染防止対策を支援するといったことが事業として盛り込まれていますので今一度、そこをしっかりと取り組むということが重要と思っております。それと今回の対応の中では、テレワー

クや時差出勤といったことが課題になっています。確かに、このテレワークや時差出勤は通勤時の混雑緩和に繋がりますので、特にテレワークが難しいという業種もありますから、そういったところで働く方々の感染リスクの低減にも繋がるんだろうと思いますので、基本的には推進すべきだと考えます。今回のコロナにおいて、テレワークを緊急避難的に十分な環境整備を行わずに導入された事業所もあるようで、連合総研の調査では、在宅勤務、テレワークの実施割合ですけれども、5月の緊急事態宣言期間中は24.5%。9月になりますと15.8%に低下するというので、必ずしも定着したとは言えないのではないかと印象を持っています。いろいろメリット、デメリットの両方が指摘されているテレワークですけれども、やはり導入の際には、その目的を明確にするということ。そして労使合意に基づく導入環境の整備、あるいは、ルールを定めて実施すべきであると思っております。そうでなければ、やはり長続きはしませんし、本当の意味でテレワークのメリットも発揮されないのではないかと考えているところです。少なくとも、このテレワークの実施ということにあたっては、労働基準関係法令が適用されるということと同時に、労働者の同意が大前提だということを改めて確認しておきたいと思えます。

それから中間取りまとめに関して何点かございますが、2-(2)の雇用の維持、確保、それから就業支援の充実のところ。様々な支援策を講じられていると思えますけれども、雇用への影響ということでは、特にパートやアルバイトの多い業種、宿泊、飲食サービスといった業種ですが、こういったところでは、勤務時間が短くなったことによる給与の減少であるとか、休業や失業、離職という現状が見られます。その結果、生活困窮に陥っているという方々が少なくないという状況が把握しているところ。特に、その中でコロナ禍で非正規で働く女性が苦境に陥っているということですので、道としても、ここは是非、NPOなどの団体と協力して実態を把握していただきたいと思えますし、そのような方々を生活困窮者自立支援制度等も含めた、アウトリーチ型の支援を具体化するよう、是非、検討していただきたいと思えます。また、1人親世帯、こういったところを念頭に、前回第2波の時、また第1波の時にもやっていたかと思うんですが、こども食堂、それからフードバンクの活動に取り組む団体に対して、道としても引き続き、市町村や企業と連携して支援をしてほしいと思えます。それとコロナによって、かなり求人倍率も低下し、1も切るような状況になっております。こういった中で失業される方も徐々に増えてきておりますし、この年末年始、あるいは年度末にかけて離職するという事態が懸念されるわけですが、失業が長期化することは、やはり格差と貧困の拡大にも繋がると考えますので、ここは何としても避けたいと思えます。とりわけ女性の雇用創出に向けて何をやるかということが大変重要だと思えますので、ここではしっかりと職業訓練、生活支援の充実に取り組むということで、例えばリーマンショック後の雇用対策なども参考にしながら雇用創出に取り組んでいただければと思います。

それから感染症対策要綱について、1点だけ申し上げます。先ほど、田端先生からも人権侵害の防止のことでお話がありました。私も同感ですが、これは言わずもがなかもしれませんが、相談対応その他の必要な対策の実施という言葉がありますが、これは人権侵害の救済といった、やはり人権を侵害された方々をきちんと支える、救済するという言葉も盛り込んでいただくと良いのかなと思えます。以上です。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。女性の雇用対策というのは、おっしゃるとおり非常に重要なところではないかと思しますので、今以上にいろいろなきめ細かい対策について是非、ご議論いただければと思います。あと要綱の人権侵害の救済というのはご意見いただきましたし、必要以上のリスク回避、こうだということを、これのバランスといたしますか、それぞれの個人が感染の防止をちゃんとやらなくてはならないという立場と普通に生活をして経済の営みをしてるといふことのバランスをとらないと、どっちかに、やっぱりバイアスが行くっていうなことにに関して、やはりもう少し、私もすごくきちんとした議論といたしますか、自覚を求める必要はあるのではないかというようなことをちょっと感じました。どうもありがとうございます。続きまして、加藤委員、ご発言をお願いいたします。

【北海道老人福祉施設協議会 加藤副会長】

はい。今、私どもの施設で大規模クラスターが発生している施設がございます。先週の金曜日に私、実際に、その施設に行って参りました。寄付をお持ちしてですね、少しでもお助けになればということで行ったのですけれども、そこで痛感したことは、先ほどの施策の中の今後の取り組み、今後の対応方法等に関わる取り組みの進捗状況という中で、医療提供体制等の確保及び集団感染への対応というところでございますが、以前も高橋先生がおっしゃったように、ベット数が空いているから、入院できるのだということではないということが、やはり今回も痛感してございます。現実的な問題お話いたしますと、札幌市内の南区の施設におきましては約180名。入所者約100名。それと他の職員85名おりまして、そのうちの6割以上が陽性となっております。全員が濃厚接触になっておりまして、陰性者は1人もおりません。したがって、いつ発症してもいいというのを接触者、徐々に増えているのはそういう意味で、濃厚接触者が今増えているという状況でございます。施設においては、現在、懸命の努力、医師会それから厚生省いろんな方の努力によりまして30数名入院が進んでおります。しかし、残っている多くの方々については、現在、施設の中で治療もしくは介護をしております。したがって、我々、一番最初に厚生省が高齢者の施設においては、陽性者が出た場合、原則入院させますという言葉聞いてございまして、それに基づく介護の支援体制というものを作って参りました。しかし今回は、要介護者というか、陽性者に対する介護、直接的な介護、要するにレッドゾーンに対する介護を介護者がするというのを、他の施設から応援態勢で回すということは今現在準備中です。これがやはり今までそういうことを想定していなかったものから、若干遅れ気味になっている。ですから、ベット数が空いているから入院できるんだということではないということ、やはりきちっと言っていたかないと医療情勢が逼迫しているから入院できないんだということだけで済まされないということです。例えば、陽性であっても症状が出ていない方々がたくさんいらっしゃいます。そういう方が施設の中で、現在残っております。ただ、日々重症化する可能性があるということで、お医者さんも一生懸命診療に当たっているわけですが、そういう中では、やはり入院が、やはり後回しになるのは仕方ないことでありまして、そうすると高齢者の介護施設で、きっちと陽性者を介護できる体制を今後、作っていかねばならないということですね、やはり我々の職務の中に、そこをきちっと入れていかななくてはならないかなと今痛感しております。したがって、この集団感染への対応というのが、医療機関だけではなくて、

やはり介護施設においても、きちっと対応しなければならないということを今我々の施設の連中に、きちっと話をしているところがございます。したがって、今後の北海道の施策の中です、高齢者施設における介護だけではなくて、陽性者の介護という一つ上に、一段上に上がった介護の要請があるということですね、十分知らしめていただかないと、まだこれが札幌市内であれば、多くの施設があるので何とかみんなに声をかけてということが出来ますが、地方に行って、施設数が少ないところがございますと一挙に集団感染が発生すれば、全員が陽性者もしくは濃厚接触者になると介護することが本当に大変だということを是非、知らしめていただいて、今後の対応を検討していただきたいと思っております。

宿泊料施設があるからということになると、高齢者施設に入所してる人はそこには入れません。したがって、そこを我々の施設が宿泊療養施設の代わりになるわけですがけれども、それに介護がついてくるということも十分、認識をしていただいて、誠に申し訳ないんですけど我々に、特段の配慮していただきたいというのはそういうところですね、きちっと考えていただいて配慮していただければと思います。そのための方策を一つ一つ、是非、実地の検査というか、我々今職員に施設内のラウンドを先生方にさせていただいてます。例えば、感染症の専門の先生に各施設を回っていただいて、ここで発生したらどうなるんだっていうことを自分たちの目で自分たちで確かめて、自分たちでやるということをしていないとですね、いかに発生してからあつたあつたすると、どうしても手遅れ気味になります。それを是非お願いしたいということと、これはまた、もう一つお願いがあるのは、今回、クラスターが発生した2つの施設は、全部、多床室でございます。1つの部屋に4人が入っている部屋若しくは2人が入っている部屋。これが道内の施設の中には、まだ古い施設で残っており、たくさん残っています。したがって、今後はそういうところも発生すると一気に感染爆発みたいな形になる可能性がありますので、是非この辺を含めて施設整備をどう考えていったらいいかということもですね、今後検討していただきたいと思っております。以上でございます。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。介護施設での集団感染を踏まえてのご指摘だったかと思いますが、原則的なものがなくなったわけではないんでしょうけれども、現実的には、介護施設での陽性者の介護というようなことについて、対応できる体制ということについてはおっしゃる通り非常に重要な論点かなということと、集団感染しないための予防的な対応というようなことにも、ご指摘いただいたかと思いますが、そこら辺の徹底というようなことが、より重要な論点かなと感じました。どうもありがとうございます。続きまして、辻委員お願いいたします。

【北見市 辻市長】

北見の辻でございます。よろしく申し上げます。先ほど感染状況等について、ご説明をいただきましたが、10月後半から感染者数が増え始め、11月に入ってから増加状況につきましては、非常に深刻なものを受け止めております。札幌市内を初めとする道央圏が、特に厳しい状況であります。徐々に他の地域にも広がっており、北見市においても先般、飲食店でのクラスターが確認されたところであります。すでに営業時間の短縮や

酒類提供の自粛等の要請が示されておりますが、やはり感染拡大防止するには事業所の協力はもとより、個人個人が意識を持って感染予防策に取り組むことが何よりも重要なものではないかと考えております。しかしながら、そのことが浸透しないのであれば、新規感染者数が、高止まりで推移し、医療の逼迫、医療崩壊を招くこととなりますので、状況を踏まえた適切な対応が必要と考えております。感染拡大の状況が一刻も早く沈静化するよう、全道一丸となって取り組んでいかなくてはならないと受けとめております。

次に、中間とりまとめの今後の対応方向、進捗状況についてであります。最初に、医療提供体制等の確保及び集団感染への対応でありますけれども、感染者が急速に増え、かつ、全道域に広がり、医療体制の逼迫が懸念されており、第1波、第2波の時のような圏域を超えた、医療機関の連携協力ということも、今後難しくなっていく可能性も考えられます。オホーツク地域におきましても、北見赤十字病院が感染患者の受け入れ増に向けた体制整備に努められておりますけれども、病床数の数には限りがあります。対応方向の中で各三次医療機関において、宿泊療養施設を確保、必要に応じて速やかに使用開始するとされておりますが、現時点では、札幌市内でのみの開設となっております。現時点では、他の地域で開設すべき状況に至っていないとの判断かと思っておりますが、開設にあたっての検討状況等について、市町村に情報提供を具体的にいただくとともに、道民に対してもお知らせをすると安心感に繋がっていくのかなと受けとめております。

次に、感染者情報の公表についてでありますけれども、これまで会議で話をしておりますが、国の公表基準を踏まえて、道が対応されているのは承知しておりますが、北海道の場合、他府県と異なり面積が広大であるため、居住地の公表については、振興局単位のみでの公表では住民の理解が得られにくい状況にあります。これまで、市に住民からの苦情が多数寄せられており、職員が対応に追われるという事態になっております。患者や濃厚接触者のプライバシーに最大限配慮しなければならないのは当然であります。どの市町村で何件発生しているかについて、公表することができないのかと考えております。これまでの経験から居住地の公表について、住民が知ることにより、良い意味で感染拡大防止効果が出てきますし、事実と反する情報の拡散防止にも繋がると考えておりますので、もし、今後に向けて、何かお考えがあれば聞かせていただければと思います。最後に、感染症対策要綱につきましても、基本的に了解しておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。以上でございます。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。今、感染者情報の公表について、ちょっと話を聞きたいということでしたので、答えられる範囲でお願いしたいと思います。

【三瓶保健福祉部長】

保健福祉部三瓶でございます。患者さんの情報公開の関係でございますけれども、現在国の方で偏見・差別のワーキングというものをやっております。先般、本日だったか報告書が出て参りました。その報告書の内容の中では、地方自治体の行う情報の公表について、改めて国として新型コロナウイルス感染症に即した考え方を示すことを検討していただきたいというような意見が報告書の中で意見がついてます。以前もちょっとお話したかもしれませんが、やはり都道府県によって患者さんの情報の内容が異なるというこ

とで様々な課題や問題点が出ておりました。国のワーキングの中でもですね、最初の第1回目はこの患者さんの情報の公開のことが、主に話し合われたというように伺っております。このワーキングの中で、先ほど申しました通りですね、国に対して、やっぱり全国一律で決めたらほうがいいだろうということでもちょっと意見が付されてますので、国の動向も見ながら、北海道として検討させていただいて、また有識者の方々のご意見も伺いながら、北海道としての情報公開のあり方についてお示ししたいというように考えてございます。

【北海道大学公共政策大学院 石井客員教授（座長）】

ありがとうございます。中間とりまとめ段階でも、私からも意見を出しましたけれども、当然、個人情報に十分配慮するということが必要な一方で、公益情報として必要なことについてはどう出せるかというような議論があるんだろうということが基本かと思いますが、いずれにしても、国での議論が進んでるということでもございますので、その議論を踏まえた中で、ある程度、きちんとした結論を出していただくというようなことで、ご対応お願いしたいと思っております。どうもありがとうございました。一応、委員の皆さんから、ご意見を一通りいただいて、私も委員として若干、意見を出させていただきたいと思っております。

今回、かなり厳しい対応を打ち出さざるを得なかったということに関しては、やむを得ないというように私自身も思っています。基本は、先ほども申し上げましたが、できるだけ日常生活を維持しながら、経済にも配慮しながら、感染防止もきちんとやっていかななくてはいけない。ある意味で非常に難しいものを目指すというようなことが基本になるだろうということで、時には感染防止に注力しなくてはいけないというようなことで、今まさに、その時期になるかなと思っております。ただ、基本的には、きちんと意識が高くて対策をやってる方が、さらに、普通の行動としてむしろっていただきたいような行動も抑制するということが、率直にいうとすぐに起きてしまうという側面が間違いなくあるのではないかなというようなことで、そこら辺に対して、個人の意識の持ち方として、市民生活をきちんと営むという側面についても、個人の大きな責任だというようなことについて、きちんとご理解をいただく必要があるのではないかなというようなことで、そこら辺、わかりやすい丁寧な説明というようなこともございましたけれども、どう意識を徹底するかということに関して、もっときめ細かい対応が必要かなというように思います。逆に、行動変容を本当に促すということ言えば、少しリスクが高い部分、極端に言えば、感染対策を全くやっていないような状況の店舗について、場合によっては店舗名公表するか、そのようなことも具体的に発信していかないと、なかなか実態としては行動変容ができないのではないかなということで、少し、このタイミングになってきますと、できる限りの啓発ための措置をやっていかななくてはいけないということかと思っておりますので、その部分に関しては、現場でやっておられる方、非常に強制力もない中で進めておられるということも含めて、非常にご苦労されてるのは重々承知しておりますけれども、更なる取り組みを今やらなくてはいけないのではないかなというように思っています。それと市民の意識、行動変容というようなこととともに、実態的な感染者数の増加の傾向を見ますと、やはり、すすきのを中心とする夜の街の対策がより重要性を引き続き持っていて、そこに関して、重点的に対策をやらなくてはいけないということと、特に高齢者への感染防止ということが大きなミッションになるかと思うので、その意味でいうとやはり介護施設での集団感染

がいくつか起きています。医療施設でも少し高齢者に感染というようなケースが起きてますので、また、何かの委員の皆さんからもご意見ありましたけれども、早期に発見するといえますか、感染が広がる前にどう芽を積むかというようなことに関して、特に、高齢者施設について重点的に具体的な対策を考えていかななくてはいけないのではないかとこのように思っています。新聞などの論評では、もっとPCR検査を積極的にそういうケースでやった方がいいんじゃないか、やるべきじゃないかというご意見もありましたけれども、そこら辺の具体的な方向づけは費用対効果等々を踏まえざるをえないと思うんですけれども、いずれにしても、その部分は本人の自覚だけの問題では、多分、解決できないのではないかとこのことで、システムチックな具体的な対応ということについて、是非、一歩進めていただきたいと思っています。ある意味では、実体的なクラスター対策、クラスターが発生しない対策と言った方がいいんでしょうか。そこを重視しないと、どうしても感染の広がりというようなことが防止できないのだろうということかと思えます。今日、何かの委員の方からご意見ありましたけれども、家庭内感染ということも、今は非常にある意味で深刻な問題かと思えますので、そこら辺を普段の生活としてどう気をつけるかみたいなことについても、やっぱり分かりやすく問題を提起していただくと、それぞれ注意喚起できるというような側面もあると思うので、是非その辺をちょっと、お願いばかりの話になりますが、よろしく願い申し上げたいと思っています。中間報告なり要綱の話については、瀬尾委員がおっしゃった通り、基本的にはPDCAサイクルをどう作っていくかというようなことが重要になるかと思えますので、現実には対策にまだ追われているという部分もございしますので、少し時間をかけて、そこは、そういうサイクルを作っていただくというようなことで、ご対応お願いしたいというように思っています。私の方から以上になります。一応1巡ご意見いただきましたが、言い残した、言い足りなかったこと等ございましたら、まだ少し時間がございますから、ご意見を伺いたいと思えますがいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、あまり総括と言っても、あれですけれども、基本的には現在の感染状況と感染拡大防止に向けた施策については、この委員会といえますか、委員の全員の方が一応、方向としては妥当若しくはやむを得ないというご意見だったかと思えます。いずれにしても、この段階で何としても止めるということに関して強い意識を持っていただいて、鈴木知事、秋元市長を中心とする、まさにトップダウンで情報発信していただいて、道民の認識を強めていただくことが必要かなと思っております。何としてもこの段階で留めるということが基本でございすけれども、状況を見ながら必要に応じて、我々のこの委員会の中でも議論をしていくというのは、もうないことを心より祈っておりますが、適宜、そういう議論を求めていくことになろうかと思えますので、よろしく願い申し上げます。対応方向の進捗状況については、さっき申し上げましたが、取り組みをやって頑張っていたら見せていただきましたけれども、当然、課題なり積み残しというようなこともあろうかと思えますので、順次、点検していくということは今後の課題というなことで考えていただければと思います。対策要綱についてもいくつかご意見をいただきましたので、成案する際には、是非、意見を踏まえた形で整理をお願いしたいと思っております。本来、この委員会では具体の対策に対して意見を述べるというような役割をおそらく十分持っていないかと思えますけれども、暫定的に、そういう形でやらせていただいておりますけれども、いずれにしても、要綱をきちんと作っていただいて、整理の中での有識者会議ということで、そういったことも含めた機能を担っていく

ような形になろうかというように思っております。基本的には、ここにおられる委員の皆さんを中心に、有識者会議が出来ていくように認識しておりますけれども、いずれにしましても、皆さんのご協力いただきながら、さらに次の役割でそれなりの貢献ができればというように思っております。これに関しては詳細、事務局からまた各委員の皆さんにご調整いただくということでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

【中野副知事】

本日も長時間に渡りまして熱心なご議論、貴重なご意見をいただきまして誠にありがとうございました。本日の会議は、このあたりで〆させていただきますけれども、先程来、ご説明させていただいております通り、現在、策定に向けて作業を行っております、新型コロナウイルス感染症対策要綱、こちらの方で本有識者会議も位置付けるということに整理にしております。この要綱、確定決定いたしましたところで、正式に要綱に基づく有識者会議ということで改めて正式に立ち上げさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願ひをいたします。なお、要綱に基づく正式な立ち上げを控えましてですね、北見市の辻市長からは、今回までで退任ということでご意見をいただいております。辻市長にはこれまで5回にわたりまして、貴重なご意見をいただきましたことに、この場を介しまして改めて厚く感謝申し上げる次第でございます。なお、その他の委員の皆様方には、引き続き、新しい正式な立ち上げ後も委員をお務めいただくように考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願ひをいたします。それでは、本日皆様、大変お忙しい中ご議論ありがとうございました。ここまでで、本日の有識者会議終了させていただきます。ありがとうございました。

(了)